



# 島根県報

令和6年12月10日（火）

第 5 7 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (畜 産 課) 2

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 4

特定農業用ため池の指定の解除 (農地整備課) 4

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) 4

都市計画事業変更の認可 (下水道推進課) 5

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催 (森林整備課) 5

公共測量の終了 (技術管理課) 6

都市計画変更の図書の縦覧 (下水道推進課) 6

### 【特定調達公告】

島根県立こころの医療センターの電力調達に係る一般競争入札の実施 (病 院 局) 7

## 公布された条例等のあらまし

### ◇家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（規則第50号）

#### 1 規則の概要

- (1) 家畜人工授精師及び家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行った獣医師は、毎年の家畜人工授精又は家畜受精卵移植の成績を、翌年の1月31日までに知事に報告しなければならないこととし、当該報告に係る事項について定めることとした。（第8条関係）
- (2) 様式の整備（様式第2号・様式4号関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第50号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和63年島根県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「種付成績」を「家畜人工授精の成績」に改め、同条第1項中「家畜人工授精所の開設者又は」を削り、「家畜人工授精を」を「家畜人工授精又は家畜受精卵移植を」に改め、「種付け及び家畜人工授精」を「家畜人工授精又は家畜受精卵移植」に改め、「種付成績書（様式第4号）により」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

#### (1) 家畜人工授精の成績にあつては、次に掲げる事項

- ア 家畜人工授精師又は獣医師の氏名及び住所
- イ 家畜の種類
- ウ 年次の授精回数
- エ 授精回数別実頭数
- オ 受胎数、不受胎数及び不明数
- カ 産子数（雌雄別）

#### (2) 家畜受精卵移植の成績にあつては、次に掲げる事項

- ア 家畜人工授精師又は獣医師の氏名及び住所
- イ 家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵の別
- ウ 年次の移植回数
- エ 移植回数別延頭数
- オ 受胎数、不受胎数及び不明数
- カ 産子数（雌雄別）

第9条中「様式第8号」を「様式第4号」に改める。

様式第2号中

「

家畜人工授精所の管理番号
--------------

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
--------------------

を

家畜人工授精所の管理番号
開設の許可の年月日
年      月      日
家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

に改める。

様式第4号から様式第7号までを削り、様式第8号中「・人工授精」を「(※)・体内受精卵採取」に、「・体外受精卵生産」を「(※)・未受精卵採取処理(※)・体外受精(※)・体外受精卵処理(※)・人工授精」に改め、「・自家授精」を削り、「保存」の次に「(自家利用以外※)・精液及び受精卵の保存(自家利用のみ)」を加え、

勤 務 先 の 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 の 有 無	
---	--

を

家畜人工授精所の業務の別 (許可証の記載事項)	
----------------------------	--

に改め、同様式の注中3を削り、4を3とし、注に次のように加える。

4 「業務の内容」欄において、(※)印の付された業務に該当する場合は、当該業務は家畜人工授精所のみ許可されるものであるため、「家畜人工授精所の業務の別」欄に開設許可証に記載された業務名を必ず記入すること。

5 勤務先が家畜人工授精所である場合は、「家畜人工授精所の業務の別」欄に、開設許可証に記載されている事項を記入すること。

様式第8号を様式第4号とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第700号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
川波 由佳	循環器科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和6年11月29日
山口 祐貴	消化器内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和6年11月29日
松本 源樹	脳神経内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和6年11月29日
水井 徹	眼科	みずいクリニック眼科・ 美容皮膚科	出雲市斐川町上直江3230	令和6年11月29日

## 島根県告示第701号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により次の島根県告示で指定した特定農業用ため池の指定を令和6年12月3日付けで次のとおり解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

## 令和2年島根県告示第481号

所 在 地	特定農業用ため池の名称
松江市	山奥古池外1箇所
浜田市	原田池外1箇所
出雲市	大井坂向外17箇所
大田市	東山外6箇所
安来市	稲積外3箇所
雲南市	殿居外5箇所
仁多郡奥出雲町	上垣内奥外12箇所
邑智郡美郷町	早弓外3箇所
邑智郡邑南町	柚ノ木外4箇所
鹿足郡津和野町	古井戸
隠岐郡西ノ島町	犬一号外3箇所
隠岐郡隠岐の島町	中の奥外2箇所

特定農業用ため池の所在地の詳細等は省略し、一覧表を島根県農林水産部農地整備課のホームページに掲載する。

## 島根県告示第702号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市広瀬町下山佐4395から4397まで、4399
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第703号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 施行者の名称  
奥出雲町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横田都市計画下水道事業  
横田公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和63年7月19日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成7年島根県告示第990号、平成12年島根県告示第510号、平成14年島根県告示第522号、平成17年島根県告示第270号及び平成22年島根県告示第236号の事業地に奥出雲町下横田の一部、中村の一部、八川、大呂及び竹崎を加える。

---

**公 告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 受講対象者
-

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
令和7年1月16日（木）	午前10時～午後5時15分	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の提出期限は、令和6年12月23日（月）とする。

5 その他

- (1) 講習では、テキストとして全国山林種苗協同組合連合会発行の講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」（平成22年4月発行）を使用する。
- (2) テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売（2,200円）するので購入の上、受講すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年11月12日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年8月1日から同年11月12日まで

3 作業地域

出雲市知井宮町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類  
江津都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年12月10日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達の名称及び数量  
島根県立こころの医療センターの電力調達 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び「島根県立こころの医療センターの電力調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
  - (3) 調達期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
  - (4) 調達施設  
島根県出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター
  - (5) 入札方法
    - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
    - イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。
- 2 入札参加者の資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事又は病院事業管理者が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
  - (4) 令和7年1月10日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
  - (5) 島根県又は島根県病院局が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
  - (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県立こころの医療センター病院長が認めた者であること。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

### 3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-0032 島根県出雲市下古志町1574-4

島根県立こころの医療センター 事務局 総務企画課

電話 0853-30-0556 F A X 0853-30-2000

電子メール kokoronoiryo@pref.shimane.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに電子メールによって交付するので、この入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

- (3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (4) 申請書の提出期間

令和6年12月11日（水）から令和7年1月10日（金）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

- (5) 申請書の提出場所

(1)の場所

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月5日（水）午前11時

イ 場所 島根県出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター 2階 大会議室

### 4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第93条第2項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

島根県病院局財務規程第116条第2項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、調達期間における予定電力等による相当金額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効



この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(7) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(8) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項に規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(9) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、契約金額は単価とする。

(10) 再度入札

再度入札は、2回を限度とする。

(11) 契約における特約事項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

(12) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Bidding Information

Title of Procurement : Electric Power Procurement for Shimane Prefectural Psychiatric Medical Center

Procurement Period : From 1 April, 2025 until 31 March, 2028

(2) Deadline for Submission of Bidding Participant Qualifications : Please submit between 9 : 00 a.m. - 12 : 00 p.m. or 1 : 00 p.m. - 5 : 00 p.m. on any business day from Tuesday, 10 December 2024, until Friday, 11 January 2025, excluding weekends and holidays.

(3) Date and Time of Bidding and Bid Opening : 11 : 00 a.m on 5 February, 2025

(4) For Inquiries and Submissions : General Affairs and Planning Section, Secretariat Office, Shimane Prefectural Psychiatric Medical Center, 1574-4 Shimogoshicho, Izumo, Shimane 693-0032

TEL : 0853-30-0556